

平成23年度独立行政法人環境再生保全機構業務実績の  
評価書

平成24年8月20日  
環境省独立行政法人評価委員会

総合評価： A

概 評

独立行政法人環境再生保全機構は、平成16年4月に旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団を統合し、公害に係る健康被害の補償及び予防、環境の保全に関する民間団体の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理等の業務を行うことにより、良好な環境の創出と環境の保全を図ることを目的として設立された。その後、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行に伴い、平成18年3月から石綿健康被害救済業務が新たに追加された。

平成23年度においては、年度計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、十分な成果を上げており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。

## 業務の質の向上に関する事項

公害健康被害補償業務については、補償等に必要な汚染負荷量賦課金の徴収が計画どおり行われている。また、納付義務者や都道府県等に対する的確な指導、利便性の向上への取組及び事務処理の効率化が図られている。

公害健康被害予防事業については、事業の重点化・効率化を適切に推進するとともに、事業参加者に対するアンケート調査に基づき満足度やニーズを把握し、事業内容に反映させ、事業の改善が進められており、事業参加者の80%以上から高い評価を得ている。

また、新規調査研究課題の実施に当たっても公募を行うなど透明性を確保した事業の実施がなされている。

しかしながら、研究成果の論文による公表は未だ十分ではなく、これまでの事業の成果等を体系的に整理し、事業等への一層の活用を図ることが期待される。

地球環境基金業務については、国の政策目標等に沿った重点化への取組や、利用者の利便性向上のための努力が認められた。また、助成事業における事後評価が適切に実施されている。

なお、新たな寄付方法の導入を行うなど募金活動の強化が行われているものの、東日本大震災の影響もあり寄付金額は前年度より半減しており、募金活動の強化が期待される。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金業務については、昨年度の評価委員会からの指摘に基づきホームページの改善を行うなど、適切に実施されている。

維持管理積立金の管理業務については、資金の運用、積立金の管理、積立者への運用状況の報告等が、適正に実施されている。

石綿健康被害救済業務については、救済制度の確実かつ広範な広報活動を実施するとともに、被害者の認定について迅速な処理が行われている。

また、医療費の支払に必要なデータを自動的に取り込むシステムの改修や情報セキュリティ対策の高度化など、安全かつ効率的な業務実施体制の構築が適切に進められている。

### 機構の組織・業務の運営に関する事項

平成23年度は、組織改編により3課を削減するなどして業務体制の効率化が進められている。

また、内部統制の強化に関して、リスクの洗い出しや、理事長と各職員が直接意見交換を行う機会を設けるなど、コンプライアンスの強化に向けた取組が積極的に行われており評価できる。

なお、今後は、そうしたリスク管理が機械的な作業となり見落としが生じないように配慮していくことが望まれる。

経費の効率化・削減については、一般管理費及び業務経費ともに計画を上回る削減を行うとともに、その増減内容が明らかにされている。今後も、事業の外部委託等、経費の削減に努力することが望まれる。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて（平成21年11月17日閣議決定）」に基づき設置した契約監視委員会による、契約内容の点検が適切に実施されている。

また、契約の透明性の確保・相互牽制の観点から契約担当部以外の職員を審査に加えるなど適正な契約事務に取り組んでいる。

業務における環境配慮については、温室効果ガスを平成18年度比で48.6%削減しており高く評価できる。

また、環境報告書についても、読みやすさへの配慮が行われるなど適切に実施されている。

## 財務内容の改善に関する事項

財務の状況については、平成23年度の総利益は、15億円であり、その主な要因は、承継勘定における利息の収支差等によるものである。

資金運用については、資金運営委員会での決定事項を基に、各資金の運用方針を定め、これに基づき、安全かつ効率的な運用が行われている。

また、承継業務に係る債権・債務の処理については、破産更生債権等の償却処理を迅速に実行するとともに、正常債権以外の債権回収も目標を上回る実績を上げている。

さらに、短期借入金については、資金管理を適正に行うことにより、財投借入金等の償還を円滑に行いつつ、その限度額を超えない運用が行われている。

## その他の業務運営に関する重要事項

人事評価制度による評価結果を昇給及び賞与に反映させるとともに、常勤職員数を削減するなど人事に関する中期計画の目標達成に向けて着実な取組がなされている。

また、資格付与の機会を与える研修の実施など、職員の意欲が駆り立てられる取組が行われており評価できる。

- 東日本大震災への対応については、汚染負荷量賦課金の申告納付期限の猶予や、ぜん息の予防等に関する知識普及事業の延期、震災の影響が懸念される債務者の被害状況等の調査など、各事業ともに被災者に対する適切な配慮をしつつ、全体として停滞することなく、各事業とも適切に実施されている。
  
- 公益法人等に対する会費の支出については、学会に参加し、最新の知見やガイドライン改定内容などの情報を収集することを目的にしたもので、必要最小限の範囲で行われている。

## 事項別評価

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

以下に示すとおり、各業務において適正な運営が図られ、それぞれの業務について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

〔公害健康被害補償業務〕（評価：A）

1．汚染負荷量賦課金の徴収（評価：A）

未申告督促、実地調査、委託事業者の指導等的確な徴収業務が行われ、申告額に対する収納率をほぼ100%としたことは評価できる。

虚偽申告等の不適切な事案を未然に防止し、適正・公正な賦課金申告に資するため、一定規模以上の硫黄酸化物を排出している63事業所をバランスよく選定し申告内容の調査が行われている。ただし、納付義務者への実地調査の結果として、計上誤りによる過小申告等の修正等を求めるものが、全体の約1/4の事業所で確認されており、今後とも実地調査のさらなる充実が求められる。

徴収業務に係る委託費については、民間競争入札の活用等により、平成20年度比8.45%の削減を実現し、委託費削減の目標は超過達成されている。

納付義務者等に対しては、全国で説明会を開催し、質問や相談等への対応や指導等を適切に行うとともに、要望を踏まえたオンライン申告のシステム改修を行うなど利便性の向上が図られている。

なお、東日本大震災の被災地域については、納付義務者の被災状況を把握し、申告納付期限を延長するなどの適切な対応がなされている。

また、オンライン申請の状況については、説明資料の充実や本社等への働きかけなどあらゆる機会を活用した導入促進策の推進によ

り、前年度比約500件増の3,664件のオンライン申請があった。

## 2．都道府県等に対する納付金の納付（評価：A）

手引き書の見直しや都道府県担当者への説明、セキュリティ強化のためのシステム改良や現地指導の強化等により、事務処理の効率化とオンライン申請の促進が図られている。特に、オンライン申請については、オンライン申請未導入の理由を分析し適切に対応することにより、昨年度まで76%にとどまっていた実施率を100%としたことは高く評価できる。

## 〔公害健康被害予防事業〕（評価：A）

### 1．収入の安定的な確保と事業の重点化（評価：A）

予防基金の運用状況については、利息が得られないような金融商品を選定せず、途中償還された円建外債を国内債券で再運用するなどして対応することにより、収入の安定確保が図られている。

ソフト3事業（健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業）への申請を優先的に採択するなど、事業の重点化等が図られている。

### 2．ニーズの把握と事業内容の改善（評価：A）

参加者のニーズを把握し、それを次年度の事業計画に取り入れるなど、ニーズを踏まえた事業内容の改善等が着実に図られている。今後、ぜん息の発症等の原因解明、健康保持方策などの取組がマンネリ化しないよう、改善効果の客観的な把握と事業内容の継続的な見直しに努めることが求められる。

### 3．調査研究（評価：A）

計画に基づく調査研究が着実に実施され公表されている。新規調査研究課題の実施に当たっても、機構や関係学会のホームページに

より公募を行うとともに、外部有識者による評価等を行うなど適切に実施されている。

また、課題の採択にあたっても、新規課題(5件)の全てで募集の締め切りから60日以内(最短で30日)で採択されており、効率的に行われている。

なお、これまでの成果を体系的に整理し論文による公表を行うなど、調査結果の事業等へのより一層の活用を図ることが期待される。

#### 4 . 知識の普及及び情報提供 (評価 : A )

講演会や講習会については、地域等の実情に応じて実施するなどして計画通りに着実に行われている。

パンフレット作成等の啓発ツールについては、質が高く有用なものとなっており、公立図書館に配付するなど啓発資料の利用者拡大に向けた積極的な取組も見られる。

なお、事業参加者へのアンケート調査においても、ほぼ全ての事業で参加者の80%以上から高い評価を得ている。

また、得られた知見等についても、ホームページを通じて着実に情報発信しており、アクセス数も昨年度と比べ約200万件(前年度比約1.7倍)増加している。

#### 5 . 研修の実施 (評価 : A )

受講者のニーズを踏まえた研修が適切に実施されており、全ての研修において参加者の80%以上から高い評価を得ている。ただし、研修受講者数が前年度比で減少している事例も数件あり、今後は、それらの理由を検討した上で、受講者数の増加対策を行っていく必要がある。

#### 6 . 助成事業 (評価 : A )

環境保健分野に係る助成事業については、患者団体へのヒアリング等によって把握した患者ニーズを踏まえつつ、ソフト3事業(健

康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)等の地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業に重点化が図られている。

また、大気環境の改善分野に係る助成事業については、これまで同様、幹線道路沿線の特に子供を対象とする施設への大気浄化植樹事業が行われている。

事業全体として、対象地方公共団体への情報提供を行うなど、より効果的な助成を目指す努力もなされている。

#### 〔地球環境基金業務〕（評価：A）

##### 1．助成事業に係る事項（評価：A）

助成期間（3年）の厳守等による助成先の固定化の回避、助成対象拡大のための広報、事業の重点化、情報提供の強化など利用者の利便性向上については、第三者委員会による評価を踏まえ、確実に実施されている。

また、助成金の支払い日数も前年度より短縮されている。

なお、事業の重点化に当たっては、リオ+20、東日本大震災・原発事故関連の環境保全活動を行っている団体への特別助成を実施するなど、適時適切な助成が行われている。

ただし、広報強化に努めたにもかかわらず応募件数は減少しており、また、助成事業に関する評価についてもかなりのばらつきがあることから、今後、それらの理由を検討するなどの取組が求められる。

##### 2．振興事業に係る事項（評価：A）

各地の中間支援組織等との連携・協力の下、各地の活動状況を調査しニーズの把握に努めるなど事業の重点化に向けた取組が行われている。

また、事業の実施内容についても、意見や要望を踏まえた内容となっており、参加者の満足度の高いものになっている。

### 3．地球環境基金の運用等について（評価：A）

既存寄付者に対する継続性を促す取組や広報募金活動以外に新たな寄付方法の導入を行うなど募金活動の強化が行われるとともに、基金の運用も公債により適切に行われている。しかしながら、東日本大震災の影響もあり寄付金額は前年度より半減しており、今後、東日本大震災前の水準の回復に向けて、募金活動をより一層強化することが期待される。

#### 〔ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務〕（評価：A）

軽減事業及び振興事業への助成について適正に審査し実施されており、助成金の交付状況についてもホームページで公表されている。

#### 〔維持管理積立金の管理業務〕（評価：A）

着実に積立がなされ、それらの資金運用についても国債等により安全性を優先し、堅実に行われているとともに、積立者に対する運用利息額等の通知も適切に実施されている。

#### 〔石綿健康被害救済業務〕（評価：A）

##### 1．救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施（評価：A）

多様な媒体による広報活動が関係機関とも連携しながら行われているなど効果的な広報がなされている。

また、救済制度に関する相談等についてもフリーダイヤルや窓口等を通じて適切に対応している。

## 2．制度運営の円滑化等（評価：A）

認定患者等のニーズをアンケート調査によりの確に把握し、制度運営の円滑化に向け適切に反映している。

申請時に必要な医学的資料の精度向上が図られるとともに、事業実施の円滑化に役立つ研修会や計測機関の育成事業が実施されている。

また、認定状況をホームページで公表するなど、情報公開が積極的に行われている。

## 3．認定・支給の適正な実施（評価：A）

医学的判定にかかわる資料の作成の効率化等に努めるなどして、申請・請求から認定までの処理日数が短縮されたことは評価できる。

また、救済給付の支給状況についても前年度を上回っているなど、救済給付の審査・支給は適切に行われている。

## 4．安全かつ効率的な業務実施体制の構築（評価：A）

これまで手入力で行ってきた医療費の支払に必要なデータのシステムへの取り込みについて、自動化を可能にした認定・給付システムの改修や、個人情報保護及び情報セキュリティ対策の高度化など、必要な改善が適切に行われている。

## 5．救済給付費用の徴収（評価：A）

年度当初に徴収決定額の通知を行うなどして、徴収すべき救済給付費用の全額が適切に徴収されている。

## 6．救済制度の見直しへの対応（評価：A）

請求期限を10年間延長するなどの制度の見直しについて、ホームページ上に情報を公開するなど、その見直し内容の周知が図られている。

## ・業務運営の効率化に関する事項

以下に示すとおり、組織運営の効率化、業務運営の効率化、経費の効率化・削減及び業務における環境配慮について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

### 1．組織運営の効率化（評価：A）

管理部門については、資金の管理運用について経理部に一元化するとともに、事業部門については、組織改編により3課を削減するなどして業務体制の効率化・スリム化を図っている。

また、内部統制の強化に関しては、リスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出しとその対応状況の調査を行うとともに、理事長と各職員が直接意見交換を行う機会を設けるなど、コンプライアンスの強化に向けた取組が積極的に行われており評価できる。

なお、今後は、そうしたリスク管理が機械的な作業となり、見落としが生じないように配慮していくことが望まれる。

### 2．業務運営の効率化（評価：A）

外部有識者からなる各種委員会の提言を受け、緊急性・必要性の高いものについて改善を図るなど改革に努めており評価できる。

一般管理費及び業務経費ともに計画を上回る削減となっている。

外部委託についても引き続き適切に実施されており、また、人件費の対国家公務員比についても、他の法人に比べて高い状態であるものの、着実に平準化の方向に進んでおり、ホームページ上での公表もなされている。

競争性のない随意契約についても削減の方向が定着しており、かつ、一社応札となった事例についても類型に分けて分析するなど対応策が明確にされている点も評価できる。しかしながら、わずかであっても、随意契約が前年度より増加しており、引き続き随意契約を減らすよう努力することが期待される。

### 3 . 業務における環境配慮（評価：A）

温室効果ガスの削減については、平成18年度比で3%の削減を計画していたが、自己チェックリストによる自己点検を実施するなどして、平成18年度比で48.6%削減しており高く評価できる。

また、環境報告書についても、読みやすさへの配慮が行われるなど適切に実施されている。

・財務内容の改善に関する事項

以下に示すとおり、財務の状況、承継業務に係る債権・債務の適切な処理、短期借入金の限度額について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1．財務の状況（評価：A）

平成23年度の総利益は約15億円であり、その主な要因は、承継勘定における利息の収支差等によるものである。

利益剰余金は前年度末の約111億円に対して、平成23年度は、繰越積立金取崩額0.15億円、当期積立額約15億円を計上し、当期末残高は約126億円となっている。

運営費交付金の使用実績については、事務の効率化による経費の縮減等により計画額を下回っている。

また、資金運用については、各基金の運用方針等に基づき安全かつ効率的な運用が図られている。

2．承継業務に係る債権・債務の適切な処理（評価：A）

平成23年度末の正常債権以外の債権残高は、個別債権ごとの管理の強化により、約302億円と前年度末に比べ約47億円圧縮し中期計画の目標をほぼ達成した。その主な要因は、回収が約35億円、貸倒償却が約13億円である。

約定弁済先の管理強化の取組については、一般債権から延滞が発生した場合において迅速に現地調査等を行うなどして延滞解消の目処を見極めることとしており、適切に行われている。

法的処理の推進状況等については、年度中に新たに処理に着手した案件が3件あり、年度末の継続中の法的処理事案は、競売等の6件となっている。

サービスの新規委託については、当年度2億円の新たな委託を行い、中期目標に対する達成率は82%となっている。

3 . 短期借入金の限度額（評価：A）

計画的かつ機動的な資金管理により、限度内での借入を行い、財  
投借入金等の償還が円滑に実行されている。

4 . 重要な財産の処分等に関する計画（評価：A）

戸塚宿舎の処分については、国庫納付に向けた取組が適切に行わ  
れている。

．その他業務運営に関する重要事項

以下に示すとおり、人事に関する計画、役職員の給与水準、その他の中期目標を達成するために必要な事項について、適切に成果を上げていると判断し、A評価とする。

1．人事に関する計画（評価：A）

事業管理部においては、業務分担等を見直すとともに常勤職員を1名削減している。

職員研修については、Eラーニングによる研修の本格的導入や資格付与の機会を与える研修の実施など、職員の意欲が駆り立てられる取組が行われており評価できる。

また、業務評価結果等を昇級や賞与に反映するなど、人事評価制度が適切に運用されている。

2．積立金の処分に関する事項（評価：A）

業務財源に必要な金額は積立金として承認を受け、承認に沿って執行されている。

(総合評価: A)

	評価比率	総合評価						
		大項目		中項目		小項目		
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	50%	A 4.00	2.00					
<公害健康被害補償業務>	10%			A 4.00	0.40			
1 汚染負荷量賦課金の徴収	5%					A 4	0.20	
2 都道府県に対する納付金の納付	5%					A 4	0.20	
<公害健康被害予防事業>	7%			A 4.00	0.28			
1 収入の安定的な確保と事業の重点化	2%					A 4	0.08	
2 ニーズの把握と事業内容の改善	2%					A 4	0.08	
3 調査研究	1%					A 4	0.04	
4 知識の普及及び情報提供の実施	1%					A 4	0.04	
5 研修の実施						A 4		
6 助成事業		1%						A 4
<地球環境基金業務>	10%			A 4.00	0.40			
1 助成事業に係る事項	5%					A 4	0.20	
2 振興事業に係る事項	2%					A 4	0.08	
3 地球環境基金の運用等	3%					A 4	0.12	
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>	3%			A 4	0.12			
<維持管理積立金の管理業務>	3%			A 4	0.12			
<石綿健康被害救済業務>	17%			A 4.00	0.68			
1 救済制度の広報の充実、申請者等への相談の実施	3%					A 4	0.12	
2 制度運営の円滑化等	3%					A 4	0.12	
3 認定・支給の適正な実施	5%					A 4	0.20	
4 安全かつ効率的な業務実施体制の構築	2%					A 4	0.08	
5 救済給付費用の徴収	2%					A 4	0.08	
6 救済制度の見直しへの対応	2%					A 4	0.08	
業務運営の効率化に関する事項	23%	A 4.00	0.92					
1 組織運営	6%					A 4	0.24	
2 業務運営の効率化	15%					A 4	0.60	
3 業務における環境配慮	2%					A 4	0.08	
財務内容の改善に関する事項	20%	A 4.00	0.80					
1 予算	10%							
2 財務の状況						A 4	0.40	
3 承継業務に係る債権・債務の適切な処理		8%					A 4	0.32
4 短期借入金の限度額		2%					A 4	0.08
5 重要な財産の処分等に関する計画							A 4	
6 剰余金の使途								
7 保有資産の見直し								
その他業務運営に関する重要事項	7%	A 4.00	0.28					
1 職員人事に関する計画	5%					A 4	0.20	
2 積立金の処分に係る事項	2%					A 4	0.08	
総合評価			A				4.00	